

監 事 監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 26 日

学校法人 熊本学園 理 事 会 御中

学校法人 熊本学園 評 議 員 会 御中

学校法人 熊本学園

監 事

小村達義

監 事

松村尚美

監 事

山口康博

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人熊本学園寄附行為第 9 条第 3 項の規定に基づき、学校法人熊本学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査しました。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人（くまもと監査法人）と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人熊本学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

注）私立学校法及び寄附行為の条項については、「令和 7 年 4 月 1 日施行の改正私立学校法附則第 4 条により、監査報告書の理事会・評議員会への提出及び報告は、従前の例による」との経過措置が規定されていることから、旧法及び旧寄附行為の規定を表記した。

以 上